男女共同参画プラン策定方針(概要)

- 1 プランの性格
 - (1)「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づいたプランとする。
 - (2) 旧南河内町及び旧国分寺町の既計画との整 合性を図る。
 - (3) 栃木県の男女共同参画プラン及び「下野市総合計画」との整合性を図る。
 - (4) 社会経済環境の変化に伴い、今後予想される 新たな課題や本市の実態に即したプランとす る。
- 計画期間
 平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間
 (総合計画との整合性を図る。)

- 3 組織体制
- (1) 庁内組織体制
 男女共同参画推進本部(市長、助役、収入役、教育長及び部長)
 幹事会(関係課長)
 部会(市長が任命する者。ただし、部会員の男女比を同等にするよう配慮する。)
 (2) 庁外組織体制
 - 男女共同参画推進委員会・・・プランの策 定に係る調査、検討等 20人(公募、学識経験者)
- 4 プランの進行管理 施策の進捗状況を把握し評価・見直しの実施

男女共同参画推進本部における検討後、男女共 同参画推進委員会に報告

広報・ホームページを通じて市民にわかりやす く公表



下 野 市 男 女 共 同 参 画 プラン 策 定 体 制